

第741回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和3年4月6日（火） 14時～
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等 横浜税関からの説明
 - （1）「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」に伴う取締・検査強化への協力依頼
 - （2）保税蔵置場に蔵置する貨物の種類
 - （3）保税地域から引き取る酒類の課税数量等
 - （4）大韓民国産炭酸二カリウムに対する暫定的な不当廉売関税の課税
 - （5）日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動
 - （6）関税鑑査官の担当の一部変更
4. 連絡事項等

令和3年4月

横 浜 税 関

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」に伴う取締・検査への協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物品等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を標的としたテロ行為等を未然に防止し、安全・安心な競技大会に資するため、水際での取締りを強化することとしており、職務質問や検査等の頻度が増加いたしますが、この度の取締り及び検査強化の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人及び船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡を頂きますようお願いいたします。

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
 - ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
 - ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
 - ・ パレットが通常と異なる材質・不自然に加工されている。
 - ・ 内容点検において不審な貨物を発見した。
 - ・ 急な配送先の変更や不自然な配送先を指定してくる輸入者がいる。
 - ・ 配送先が競技会場宛の不自然な貨物がある。
- 等

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

(「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい)

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



QRコード

保稅蔵置場に蔵置する貨物の種類について

保稅蔵置場に「蔵置する貨物の種類」は、以下に区分され、さらに輸入若しくは輸出又は輸出入で区分がされています。（例えば、輸入一般貨物、輸出危険貨物、輸出入冷凍冷蔵貨物）。

（1）一般貨物

下記（2）から（4）までに掲げる貨物以外の貨物

（2）危険貨物

下記イからホまでに掲げる法令の規定により、取扱い、保管等について届出、許可等の手続を要する貨物

イ 消防法（昭和23年法律第186号）

ロ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

ハ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

ニ 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）

ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）

（3）冷凍冷蔵貨物

冷凍設備又は冷蔵設備を有する倉庫に蔵置される貨物

（4）その他特殊貨物

船用品、機用品、仮陸揚貨物及び保稅売店において販売する貨物等、一般輸出入通関手続を要しない貨物については、これらの区分とする。なお、これらの区分に該当する場合であって、上記（2）及び（3）に該当する場合には、これらの区分に加え括弧書きで上記（2）及び（3）の区分とする。

【本件に関するお問い合わせ先】

横浜税関監視部保稅許可部門

電話：045-212-6122

令和3年4月
横浜税関業務部

関係各位

保税地域から引き取る酒類の課税数量等について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

保税地域から引き取る酒類の関税及び酒類の課税標準となる数量について、税関間での取扱いを統一するため、別紙のとおり周知します。

本件に係る照会は下記問い合わせ先へ、申告方法に係る個別の相談につきましては、申告官署の通関部門までご相談頂きますよう、お願いいたします。

【問い合わせ先】

○業務部通関総括第1部門

電話：045-212-6150

(別紙)

令和3年4月6日

関係各位

横浜税関業務部

保稅地域から引き取る酒類の課稅數量等について

保稅地域から引き取る酒類の關稅及び酒類の課稅標準となる數量(以下「課稅數量」という。)について、稅關間での取扱いを統一するため、下記のとおり周知します。

記

1. 關稅及び酒稅の課稅數量

保稅地域から引き取る酒類の關稅の課稅數量は、原則として溫度 20 度における數量による。また、当該酒類の酒稅の課稅數量についても、酒稅法及び酒類行政關係法令等解釋通達(平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同)の規定に基づき、關稅と同様に、溫度 20 度における數量による。

(参考) 酒稅法及び酒類行政關係法令等解釋通達

第 2 編 酒稅法關係

第 30 条の 5 引取りに係る酒類についての酒稅の納付等

1 輸入酒類の容量計算の取扱い

輸入酒類の容量は、關稅の課稅數量によることに取り扱う。

2. 未納稅引取承認申請の申請數量

酒稅法第 28 条の 3 第 1 項(未納稅引取)の規定に基づき未納稅引取りの承認を受ける際の申請數量は、溫度 15 度における數量による。ただし、溫度 15 度における數量が關係書類等において明らかでない場合は、輸入申告書上の課稅數量を申請數量として記載させ、未納稅引取りを承認する際にその旨を対応職員が追記するなどし、國稅当局の後続手續に配慮することとする。

以上

大韓民国産炭酸二カリウムに対する暫定的な不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】大韓民国産の炭酸二カリウムに対する暫定的な不当廉売関税の課税について

2021年3月24日

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令に基づき、関税定率法の別表第二八三六・四〇号に掲げる物品のうち炭酸二カリウムであって、大韓民国を原産地とするもののうち、令和3年3月25日（木）から7月24日（土）までの期間内に輸入されるものには、暫定的な不当廉売関税が課されます。これに伴い、業務コード集「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）
大韓民国産炭酸二カリウム（2836.40-010（3））

NACCS 用コード	適用税率(%)	区分
S010001	30.8 大韓民国産	新設

参 考

- ・財務省告示第73号（令和3年3月24日）
- ・「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」政令第65号（令和3年3月24日）
- ・個別通達「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」財関第244号（令和3年3月24日）

2021年4月6日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部通関総括第3部門

日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】米国協定に基づく牛肉セーフガードの発動について

2021年3月17日

関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき、米国協定の原産品である牛肉に対して**令和3年3月18日から令和3年4月16日までの間**、米国協定に基づく牛肉セーフガード（以下「牛肉セーフガード」という。）が発動されます。

これに伴い、業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」に下記のNACCS 用品目コードを追加しますのでお知らせします。なお、業務コード集は令和3年3月18日に更新します。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

暫定法第7条の8発動時のNACCS 用品目コードについては令和3年3月18日から使用可能となります。

記

「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」

番号・細分	NACCS 用品目コード	備考	修正区分
020610020+	0206100204	その他のもの	変更なし
	0206100016	米国協定上の原産品で、米国協定に基づく原産品申告書があるもの（暫定法第7条の8発動時）	新設
020629020+	0206290206	その他のもの	変更なし
	0206290011	米国協定上の原産品で、米国協定に基づく原産品申告書があるもの（暫定法第7条の8発動時）	新設

牛肉セーフガード発動期間中に輸入される上記番号・細分の品目につきましては、NACCS 用品目コードのうち、新設される「**暫定法第7条の8発動時**」のものが適用となりますので、十分ご注意ください。（米国協定の原産品でないものについては「その他のもの」を使用してください）

なお、第02.01項及び第02.02項の米国協定の原産品も牛肉セーフガードの対象となりますが、牛肉セーフガード発動期間中の同協定の関税率と国定税率（暫定税率）が同一であるため、国定税率（暫定税率）が適用となります。つきましては、牛肉セーフガード発動期間中に第02.01項及び第02.02項の米国協定の原産品の輸入申告を行う際は、既存のNACCS 用品目コードのうち「その他のもの」をご利用ください。

※米国協定用の NACCS 用品目コードを使用した場合であっても、上記のとおり、牛肉セーフガード発動後の同協定の関税率と国定税率（暫定税率）が同一であるため、NACCS 上、自動的に「T：暫定税率」が適用されます。

また、牛肉セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、牛肉セーフガード発動期間終了後に米国協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、米国協定用の NACCS 用品目コード及び米国協定に基づく原産品申告書の提出がある貨物である旨の原産地証明書識別コードを用いて、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。

